明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水道法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**五三）　一
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令（**同**五四）　六
○動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一〇）　二
〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**二九、三〇）　三
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（**環境**一八）　一五
〔官庁報告〕
法　務
判決（最高裁判所）　一四
産　業
日本産業規格（経済産業省、国土交通省）　一四
標準仕様書（ＴＳ）の継続について（経済産業省）　一四
国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　一四
令和二年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　一四
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇二〇年十～十二月期）（内閣府）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人自動車事故対策機構令和元事業年度財務諸表、日本放送協会入札、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一九

省令

○厚生労働省令第五十三号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、並びに水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の六第三項、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第一項、第八十二条第三項第三号、第八十八条第四項及び第百十三条並びに港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十七条の規定に基づき、水道法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久